

# 告 示

## 埼玉県越谷建築安全センター所長告示第十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の五第二項の規定により同法八十六条第一項及び同法第八十六条の二第一項の規定による認定を取り消したので、次のとおり公告する。

令和二年三月十日

埼玉県越谷建築安全センター所長 平野 隆

認定取消番号	認定取消年月日	対 象 区 域	既 認 定 番 号	既 認 定 年 月 日
第四号	令和二年三月十日	埼玉県八潮市大字八條字和ノ村千五百六十七番四、千五百六十七番一、千五百九十八番四（以下道路）千五百九十八番五、千五百九十八番十四、千六百三十一番四、千六百三十一番八、千六百二十番五、千六百三十番三、千六百七十六番七、千六百七十六番六、千六百三十一番六、千六百六十六番五、千六百六十六番九、千七百番十二、千七百番八、千七百九十一番三、千七百二十九番九、千七百二十八番四、千七百二十九番五、千七百五十六番五、千七百四十六番六、千七百九十五番十一、千八百四番三、千七百九十五番八、千七百四十六番九、千七百九十五番十三、千八百四番五	第五号（第十五号他）	昭和四十五年十月二十日（平成二年九月十八日他）